



平成 26 年 4 月 22 日

各位

会社名 日本電産株式会社  
代表者名 代表取締役社長 永守 重信  
取引所 東証一部 (6594)  
NYSE (NJ)  
問合せ先 取締役専務執行役員 吉松 加雄  
電話番号 075-935-6150

会社名 日本電産コパル電子株式会社  
代表者名 代表取締役社長 菊池 詳  
取引所 東証一部 (6883)  
問合せ先 取締役常務執行役員 小野 正人  
電話番号 03-3364-7071

日本電産株式会社による日本電産コパル電子株式会社の完全子会社化に  
関する株式交換契約締結に関するお知らせ

日本電産株式会社（以下、「日本電産」といいます。）及び日本電産コパル電子株式会社（以下、「日本電産コパル電子」といいます。）は、本日開催の両社の取締役会において、日本電産が日本電産コパル電子を完全子会社とするための株式交換（以下、「本件株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本日両社間で株式交換契約（以下、「本件株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件株式交換は、日本電産については会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、日本電産コパル電子については平成 26 年 6 月 20 日に開催予定の日本電産コパル電子の定時株主総会において承認を受けたうえで、平成 26 年 10 月 1 日を本件株式交換の効力発生日（以下、「本件株式交換効力発生日」といいます。）として行う予定です。なお、本件株式交換効力発生日に先立ち、日本電産コパル電子の株式は東京証券取引所において平成 26 年 9 月 26 日付けで上場廃止（最終売買日は平成 26 年 9 月 25 日）となる予定です。

記

1. 本件株式交換による完全子会社化の目的

日本電産は、昭和 48 年の創業以来、「省エネ・長寿命・低騒音」という特性を持つブラシレス DC モーターを中心に、事業を展開してきました。同時に、積極的な M&A を実行し、「世界 No. 1 の総合モーターメーカー」を目指し、精密小型モーターから超大型の産業システム向けのモーターまで、モーターラインナップを拡充するとともに、応用製品である機器装置や電子光学部品などへ製品領域を拡大し、情報通信機器、OA 分野にとどまらず、家電製品、自動車、産業機器など幅広く事業を展開してまいりました。

一方、日本電産コパル電子は、昭和 42 年の創業以来、固有技術の蓄積に努め、オリジナリティの

高い、高品質・高信頼性・高付加価値の電子部品を産業界に提供してまいりました。さらに、近年は、持続可能な事業成長を確固たるものとするべく、事業ポートフォリオ拡大と転換、収益構造改革及びグローバル競争力強化により企業価値拡大に取り組んでおります。また、平成 10 年に日本電産のグループ企業となってからは、日本電産と共通の基本理念のもと、企業価値の向上に努めてまいりました。

このように、日本電産と日本電産コパル電子は既にグループ企業として経営戦略を共有し、平成 24 年 10 月には「新中期戦略目標」を発表し、連結営業利益率 15%の達成などを目標に、グループの総力を挙げた活動を展開しています。しかしながら、日本電産グループを取り巻く経営環境は急速に変化しており、市場のグローバル化により競争が激化するとともに、パーソナルコンピュータ関連、デジタルカメラ関連、液晶パネル製造装置関連等の主力製品市場が伸び悩み又は縮小に転じていることから、日本電産グループではビジネスポートフォリオを転換し、成長率の高い製品市場にグループが一体となって取り組むことが急務となっております。同様に、日本電産コパル電子が参入している産業用途向け電子部品の市場はグローバル化が一段と進行しており、厳しいグローバル競争に打ち勝ち飛躍的な事業成長を果たすためには、これまで以上に開発投資や人材投資を果敢に実行し、新製品・新市場・新技術への取り組みを一段と加速していくことが重要となっております。このような状況において、本件株式交換により日本電産が日本電産コパル電子を完全子会社とすることでグループ一体化を推し進め、日本電産コパル電子と日本電産グループのシナジーを積極的に図るとともに、より迅速な意思決定や経営リソースの有効活用、大胆な M&A 及び設備投資を可能とすることが、日本電産コパル電子及び日本電産グループのさらなる企業価値拡大のために不可欠であるとの結論に至りました。

## 2. 本件株式交換の要旨

### (1) 本件株式交換の日程

平成 26 年 4 月 22 日 (火)	: 本件株式交換承認取締役会 (両社)
平成 26 年 4 月 22 日 (火)	: 本件株式交換契約締結
平成 26 年 6 月 20 日 (金) (予定)	: 本件株式交換承認定時株主総会 (日本電産コパル電子)
平成 26 年 9 月 25 日 (木) (予定)	: 最終売買日 (日本電産コパル電子)
平成 26 年 9 月 26 日 (金) (予定)	: 上場廃止日 (日本電産コパル電子)
平成 26 年 10 月 1 日 (水) (予定)	: 本件株式交換効力発生日

(注) 1. 日本電産は、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により本件株式交換を行う予定です。

2. 本件株式交換効力発生日は、両社の合意により変更されることがあります。

### (2) 本件株式交換の方式

日本電産を株式交換完全親会社、日本電産コパル電子を株式交換完全子会社とする株式交換となります。本件株式交換は、日本電産については会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、日本電産コパル電子については平成 26 年 6 月 20 日開催予定の定時株主総会において承認を受けたうえで、平成 26 年 10 月 1 日を効力発生日とする予定です。

### (3) 本件株式交換に係る割当ての内容

会社名	日本電産株式会社 (株式交換完全親会社)	日本電産コパル電子株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.138

(注) 1. 株式の割当比率

日本電産コパル電子の普通株式1株に対して、日本電産の普通株式0.138株を割当て交付します。但し、日本電産が保有する日本電産コパル電子の普通株式(平成26年3月31日現在43,399,400株)については、本件株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、前記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

2. 本件株式交換により交付する日本電産の株式数

日本電産は、本件株式交換により普通株式3,160,584株(予定)を割当て交付いたしますが、交付する普通株式は保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行を行わない予定です。

なお、日本電産コパル電子は本件株式交換効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本件株式交換の効力発生直前時(以下、「基準時」といいます。)において、その保有する全ての自己株式(本件株式交換に関して行使される会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)を、基準時をもって消却する予定です。

本件株式交換によって割当て交付する株式数については、日本電産コパル電子による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

3. 単元未満株式の取扱い

本件株式交換に伴い、日本電産の単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。平成26年3月末日時点の日本電産コパル電子の株主名簿を基準にした場合、日本電産コパル電子の全株主の6割程度(同日現在の総株主数に対する割合です。)の皆様が日本電産の単元未満株式のみを保有することとなる可能性があります。金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。日本電産の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、日本電産に対しご所有の単元未満株式の買取を請求することができます。

4. 1株に満たない端数の取扱い

本件株式交換に伴い、日本電産の株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる日本電産コパル電子の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いします。

(4) 本件株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い  
該当事項はありません。

3. 本件株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記1.「本件株式交換による完全子会社化の目的」に記載のとおり、日本電産による株式交換の提案のもと、昨年末以降、両社で今後の成長戦略について真摯に協議・交渉を重ねた結果、日本電産が日本電産コパル電子を完全子会社とすることで日本電産グループの一体化を推し進め、より迅速な意思決定や経営リソースの有効活用、大胆なM&A及び設備投資を可能とし、日本電産グループ全体で成長率の高い製品市場に取り組んでいくことが、両社の企業価値向上にとり最善の選択肢と考えるに至りました。

2. (3)「本件株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率（以下、「本件株式交換比率」といいます。）については、下記3. (5)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、両社がそれぞれ個別に両社から独立した第三者算定機関に本件株式交換比率の算定を依頼することとし、日本電産はEY トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社（以下、「EY」といいます。）を、日本電産コパル電子はデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー株式会社（以下、「トーマツ」といいます。）を、それぞれ本件株式交換比率算定のための第三者算定機関として選定いたしました。両社は当該第三者算定機関による算定結果を参考に、それぞれの財務状況、業績動向、株価動向等その他の要因を総合的に勘案しながら、慎重に協議・交渉を重ねた結果、本件株式交換比率はそれぞれの株主にとって妥当であるものと判断いたしました。

## (2) 算定機関との関係

EY及びトーマツはいずれも、日本電産及び日本電産コパル電子からは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本件株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しません。

## (3) 算定の概要

EYは、日本電産及び日本電産コパル電子について、両社が東京証券取引所等に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、さらに両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。なお、市場株価法については、平成26年4月21日を評価基準日とし、一時的な株価変動等の要素をできるだけ排除しつつ可能な限り最新の情報が反映された株価を採用するために、日本電産の平成26年3月期第3四半期決算短信及び業績修正並びに日本電産コパル電子の平成26年3月期第3四半期決算短信の発表を行った平成26年1月22日の翌日から評価基準日までを採用期間とするとともに、当該採用期間における株価の終値平均から算定レンジを算出しています。また、DCF法については、EYは、日本電産について、日本電産が作成した平成27年3月期から平成28年3月期の財務予測に基づくキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しています。割引率は4.6%～6.2%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を国内の新発10年物国債金利を参考に0.6%として採用しております。なお、算定の前提とした財務予測において、平成28年3月期には中期戦略目標により、大幅な増収増益を目標としておりますが、これは主に、ビジネスポートフォリオの転換による成長率の高い製品市場への取り組みが含まれていることによります。他方、日本電産コパル電子については、日本電産コパル電子が作成した平成27年3月期から平成29年3月期の財務予測に基づくキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しています。割引率は6.6%～8.3%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を国内の新発10年物国債金利

を参考に 0.6%として採用しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、両社の財務予測は、本件株式交換の実施を前提としておりません。

下記の算定レンジは、日本電産コパル電子の普通株式 1 株に割当てられる日本電産の普通株式の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.100～0.155
DCF 法	0.102～0.181

EYは、本件株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、マネジメントインタビュー等により入手した情報及び公開情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

一方、トーマツは、日本電産コパル電子及び日本電産について、両社が東京証券取引所等に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、さらに両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して算定を行いました。なお、市場株価法については、平成 26 年 4 月 21 日を算定基準日とし、算定基準日以前の 1 週間、1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月の各期間の終値（日本電産については東京証券取引所の終値）の単純平均を採用しております。また、DCF 法においてトーマツは、日本電産について、日本電産が作成した平成 27 年 3 月期から平成 28 年 3 月期の財務予測に基づくキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しています。割引率は 4.7%～6.7%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を-1.0%～1.0%としております。なお、算定の前提とした財務予測において、平成 28 年 3 月期には中期戦略目標により、大幅な増収増益を目標としておりますが、これは主に、ビジネスポートフォリオの転換による成長率の高い製品市場への取り組みが含まれていることによります。他方、日本電産コパル電子については、日本電産コパル電子が作成した平成 27 年 3 月期から平成 29 年 3 月期の財務予測に基づくキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しています。割引率は 7.0%～9.0%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を-0.1%～0.1%としております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、両社の財務予測は、本件株式交換の実施を前提としておりません。

下記の算定レンジは、日本電産コパル電子の普通株式 1 株に割当てられる日本電産の普通株式の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.112～0.124
DCF 法	0.121～0.170

トーマツは、本件株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、マネジメントインタビュー等により入手した情報及び公開情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、トーマツは、下記3.（5）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、日本電産コパル電子からの依頼に基づき、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本件株式交換比率が、日本電産コパル電子の支配株主等（東京証券取引所所有価証券上場規程441条の2及び同施行規則第436条の3にいう「支配株主その他施行規則で定める者」をいいます。以下同じ。）を除く、日本電産コパル電子の株主にとって財務的見地から公正である旨の平成26年4月21日付の意見書（フェアネス・オピニオン）を日本電産コパル電子の取締役会に提出しております。

これらの算定結果を踏まえ、両社で真摯に交渉・協議した結果、最終的に本件株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意しました。

#### （4） 上場廃止となる見込み及びその事由

本件株式交換により、その効力発生日である平成26年10月1日をもって日本電産コパル電子は日本電産の完全子会社となり、完全子会社となる日本電産コパル電子の株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て平成26年9月26日に上場廃止（最終売買日は平成26年9月25日）となる予定です。

上場廃止後は、東京証券取引所において日本電産コパル電子の株式を取引することはできなくなります。日本電産を除く日本電産コパル電子の株主に対しては、本件株式交換契約に従い、上記2.（3）「本件株式交換に係る割当ての内容」に記載のとおり、日本電産の普通株式が割当てられます。

本件株式交換の目的は、上記1.「本件株式交換による完全子会社化の目的」に記載のとおりであり、日本電産コパル電子の上場廃止そのものを目的とするものではありませんが、結果として、日本電産コパル電子の株式は上場廃止となる予定です。本件株式交換により日本電産コパル電子の株主に割当てられる日本電産の普通株式は、東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場されており、本件株式交換後も取引市場での取引が可能であることから、日本電産コパル

電子株式を 725 株以上保有し、本件株式交換により日本電産の単元株式数である 100 株以上の日本電産の普通株式の割当てを受ける株主に対しては、普通株式の所有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の株式について引き続き東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を提供できるものと考えています。

但し、725 株未満の日本電産コパル電子の普通株式を保有する株主には、日本電産の単元株式数である 100 株に満たない日本電産の普通株式が割当てられます。これらの単元未満株式については、取引市場において売却することはできませんが、上記 2. (3) (注) 3. 「単元未満株式の取扱い」に記載のとおり、日本電産に対しご所有の単元未満株式の買取を請求することができます。また、本件株式交換に伴い、1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記 2. (3) (注) 4. 「1 株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

#### (5) 公正性を担保するための措置

本件株式交換においては、日本電産は既に日本電産コパル電子の発行済株式総数の 65.31%を所有していることから、公正性を担保する必要があると判断しました。

そのため、本件株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、日本電産は、本件株式交換の実施にあたり、第三者算定機関である EY に本件株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として日本電産コパル電子との間で真摯に交渉・協議を行い、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことを、平成 26 年 4 月 22 日開催の取締役会で決議しました。

なお、日本電産は、EY から本件株式交換比率に係る算定書は取得しておりますが、本件株式交換比率が日本電産にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

一方、日本電産コパル電子は、本件株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本件株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるトーマツに本件株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として日本電産との間で真摯に交渉・協議を行い、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことを、平成 26 年 4 月 22 日開催の取締役会で決議しました。

また、日本電産コパル電子の取締役会は、本件株式交換比率が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見として、一定の前提及び留保事項を条件として、本件株式交換比率が、日本電産コパル電子の支配株主等を除く、日本電産コパル電子の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）をトーマツより平成 26 年 4 月 21 日に受領しています。

さらに、日本電産は、法務アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所を、日本電産コパル電子は、法務アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選定し、本件株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

#### (6) 利益相反を回避するための措置

日本電産の代表取締役社長である永守重信氏、取締役副社長執行役員である佐藤明氏及び執行役員である北尾宜久氏は日本電産コパル電子の取締役に就任しております。また、日本電産の常勤監査役である井上哲夫氏は日本電産コパル電子の監査役に就任しております。上記の兼任状況を踏まえ、利益相反回避の観点から、永守重信氏及び佐藤明氏の 2 氏は、日本電産の取締役に

おける本件株式交換に係る議案の審議及び決議には参加しておりません。加えて永守重信氏、佐藤明氏及び北尾宜久氏の3氏は日本電産コパル電子の取締役会における本件株式交換に係る議案の審議には参加しておらず、日本電産コパル電子の立場において日本電産との本件株式交換に係る協議・交渉には参加しておりません。また、井上哲夫氏は、日本電産の取締役会における本件株式交換に係る議案の審議には参加せず、また何等の意見表明も行っておらず、加えて日本電産コパル電子の取締役会における本件株式交換に係る議案の審議には参加せず、また何等の意見表明も行っておりません。

さらに、日本電産コパル電子の取締役会において、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、日本電産と利害関係を有しない社外監査役である明石一秀氏が本件株式交換契約の締結について異議がない旨の意見を表明しております。

#### 4. 本件株式交換の当事会社の概要（平成26年3月31日現在）

(1) 名称	日本電産株式会社 (株式交換完全親会社)	日本電産コパル電子株式会社 (株式交換完全子会社)																										
(2) 事業内容	精密小型モータ、車載及び家電・商業・産業用製品、機器装置、電子・光学部品、その他の開発・製造販売	トリマ、スイッチ、システム機器、圧力センサ、アクチュエータなど、主に産業機器市場向けの電子部品・モジュールの開発、製造、販売																										
(3) 設立年月日	昭和48年7月23日	昭和42年4月1日																										
(4) 本店所在地	京都市南区久世殿城町338番地	東京都新宿区西新宿7-5-25																										
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 永守 重信	代表取締役社長 菊池 詳																										
(6) 資本金	66,551百万円	2,362百万円																										
(7) 発行済株式総数	145,075,080株(注)	66,452,000株																										
(8) 決算期	3月31日	3月31日																										
(9) 従業員数	100,394名(連結)	1,788名(連結)																										
(10) 主要取引先	シーゲイト・テクノロジー、HGST、ウェスタン・デジタル、東芝、パナソニック	SANKYO、三菱電機、パナソニック、東芝、日本電気、富士通、ソニー、オムロン、島津製作所など																										
(11) 主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行、京都銀行、三井住友銀行	三井住友銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行																										
(12) 大株主及び持株比率	<table border="0"> <tr> <td>1. 永守 重信</td> <td>9.16%</td> </tr> <tr> <td>2. STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)</td> <td>6.55%</td> </tr> <tr> <td>3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>5.34%</td> </tr> <tr> <td>4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>5.25%</td> </tr> <tr> <td>5. 株式会社京都銀行</td> <td>4.47%</td> </tr> </table>	1. 永守 重信	9.16%	2. STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	6.55%	3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5.34%	4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5.25%	5. 株式会社京都銀行	4.47%	<table border="0"> <tr> <td>1. 日本電産株式会社</td> <td>65.31%</td> </tr> <tr> <td>2. 永守 重信</td> <td>3.08%</td> </tr> <tr> <td>3. 佐々木 英明</td> <td>1.99%</td> </tr> <tr> <td>4. コパル電子取引先持株会</td> <td>1.36%</td> </tr> <tr> <td>5. 株式会社三井住友銀行</td> <td>1.28%</td> </tr> <tr> <td>6. 日本生命保険相互会社</td> <td>1.18%</td> </tr> <tr> <td>7. 株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>0.62%</td> </tr> <tr> <td>8. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>0.57%</td> </tr> </table>	1. 日本電産株式会社	65.31%	2. 永守 重信	3.08%	3. 佐々木 英明	1.99%	4. コパル電子取引先持株会	1.36%	5. 株式会社三井住友銀行	1.28%	6. 日本生命保険相互会社	1.18%	7. 株式会社三菱東京UFJ銀行	0.62%	8. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	0.57%
1. 永守 重信	9.16%																											
2. STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	6.55%																											
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5.34%																											
4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5.25%																											
5. 株式会社京都銀行	4.47%																											
1. 日本電産株式会社	65.31%																											
2. 永守 重信	3.08%																											
3. 佐々木 英明	1.99%																											
4. コパル電子取引先持株会	1.36%																											
5. 株式会社三井住友銀行	1.28%																											
6. 日本生命保険相互会社	1.18%																											
7. 株式会社三菱東京UFJ銀行	0.62%																											
8. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	0.57%																											



	6. 株式会社エヌエヌ興産 4.01%	9. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 0.48%
	7. 株式会社三菱東京UFJ銀行 2.67%	10. THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT 0.45%
	8. 第一生命保険株式会社 2.56%	
	9. 日本生命保険相互会社 2.47%	
	10. 明治安田生命保険相互会社 2.32%	
(13) 当事会社の関係	資本関係	日本電産は日本電産コバル電子の発行済株式総数の 65.31%を保有しています。
	人的関係	日本電産の取締役2名、監査役1名及び執行役員1名は、日本電産コバル電子の取締役3名及び監査役1名を兼任しております。
	取引関係	製品の売買等。
	関連当事者への該当状況	日本電産コバル電子は日本電産の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(注) 日本電産は平成26年3月31日最終の株主名簿に記載された株主に対して、平成26年4月1日付で1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。当該株式分割により、平成26年4月22日時点の日本電産の発行済株式総数は290,150,160株となっております。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位: 百万円)

決算期	日本電産株式会社 (株式交換完全親会社) (連結、米国基準)			日本電産コバル電子株式会社 (株式交換完全子会社) (連結、日本基準)		
	平成24年 3月期	平成25年 3月期	平成26年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期	平成26年 3月期
純資産	425,611	453,817	540,905	27,237	29,551	33,298
総資産	800,401	1,005,417	1,165,918	35,517	38,684	42,114
1株当たり純資産 (円)	1,352.66	1,543.10	1,878.50	408.13	442.00	496.22
売上高	682,320	709,270	875,109	29,118	26,865	31,306
営業利益	73,070	17,598	85,068	4,194	3,277	5,288
経常利益	-	-	-	4,197	3,621	5,476
当期純利益	40,731	7,986	56,404	2,706	2,328	4,015
1株当たり当期純利益 (円)	148.12	29.64	207.31	40.82	35.12	60.56
1株当たり配当金 (円)	90	85	100	13	14	17

(注) 日本電産は、米国基準に基づき連結財務諸表を作成しており、下記の表示としております。

- ・「純資産」は、「株主資本」と「非支配持分」の合計を表示しております。
- ・「1株当たり純資産」は、「1株当たり株主資本」を表示しております。
- ・「経常利益」は、該当する項目がないため表示しておりません。
- ・「当期純利益」及び「1株当たり当期純利益」は、「当社株主に帰属する当期純利益」及び「1株当たり当社株主に帰属する当期純利益」を表示しております。
- ・FASB Accounting Standards Codification™ (ASC) 805「企業結合(Business Combinations)」の規定を適用しており、過年度の連結財務情報を遡及修正しております。

- ・日本電産は平成 26 年 3 月 31 日最終の株主名簿に記載された株主に対して、平成 26 年 4 月 1 日付で 1 株につき 2 株の割合をもって株式分割を行いました。「1 株当たり純資産」及び「1 株当たり当期純利益」については平成 24 年 3 月期の期首に当該分割が行われたものと仮定して算定しております。

## 5. 本件株式交換後の状況

本件株式交換後の日本電産の商号、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期、につき、上記 4. 「本件株式交換の当事会社の概要」に記載の内容から変更はありません。

なお、本件株式交換後の日本電産の純資産及び総資産につきましては、現時点で確定しておりません。

## 6. 会計処理の概要

本件株式交換は、共通支配下等の取引のうち、非支配持分からの追加取得に該当します。日本電産は米国会計基準に基づき資本取引として会計処理を行いますので、追加的なのれんは発生しない見込みです。

## 7. 今後の見通し

日本電産コパル電子は、従来から日本電産の連結対象会社であり、個別・連結ともに本件株式交換実施による今期の業績への大幅な影響は予測しておりません。今後は、両社で業務の一層の効率化とグループ力の結集により、業績の向上を図っていきます。

## 8. 支配株主との取引等に関する事項

日本電産は日本電産コパル電子の発行済株式総数の 65.31%を所有していることから、本件株式交換は、日本電産コパル電子にとって支配株主との取引等に該当します。

日本電産コパル電子が、平成 25 年 7 月 5 日に開示したコーポレートガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「親会社及び親会社グループ内において重複する事業領域が殆どなく、取引規模は軽微でありシナジー効果は少ないと判断しております。なお、親会社との取引条件については市場価格によって適正に行うこととしております。」と記載しています。

日本電産コパル電子は、上記 3. (5) 「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本件株式交換比率が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見として、平成 26 年 4 月 21 日付けでトーマツから、本件株式交換比率が、日本電産コパル電子の支配株主等を除く、日本電産コパル電子の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

また、上記 3. (6) 「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、日本電産の代表取締役社長を兼務している日本電産コパル電子の取締役会長永守重信氏、日本電産の取締役副社長執行役員を兼務している日本電産コパル電子の取締役佐藤明氏及び日本電産の執行役員を兼務している日本電産コパル電子の取締役北尾宜久氏は、日本電産コパル電子の取締役会における本件株式交換に係る議案の審議及び決議には参加しておらず、日本電産コパル電子の立場において日本電産との本件株式交換に係る協議・交渉には参加しておりません。さらに、日本電産の常勤監査役を兼務している日本電産コパル電子の監査役井上哲夫氏は、日本電産コパル電子の取締役会における本件株式交換に係る議案

の審議には参加せず、また何等の意見表明も行っておりません。

さらに、日本電産コパル電子の取締役会において、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、日本電産と利害関係を有しない社外監査役である明石一秀氏が本件株式交換契約の締結について異議がない旨の意見を表明しております。

かかる対応は、上記「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しているものと考えております。

## 将来の予測に関する記述

本プレスリリースは、日本電産、日本電産コパル電子、両社のグループ会社又は他の当事者の意図、意見、戦略、計画又は期待に関する将来の予測に関する記述が含まれています。この将来の予測に関する記述は、将来の実績又は事象を保証するものではなく、リスク及び不確実性を伴います。計画された取引を成功裏に実行するリスク、計画された取引において期待された利益が実現できないリスク、技術の変化又は特定の技術に関するユーザーの嗜好の変化、必要な規制上の認可取得の可否及びその時期並びに経済情勢の変化等を含む様々な要因により、実際の結果が、将来の予測に関する記述の記載と大きく異なる可能性があります。法律上要請される場合を除き、日本電産及び日本電産コパル電子のいずれも、ここに記載された将来の予測に関する記述をアップデートする義務を負わず、将来の予測に関する記述で予測された結果が実際の結果と異なる理由を説明する義務も負いません。

以上